

意匠分類記号	意匠分類の名称
F4-921	包装用緩衝具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
F4-921	全	包装用緩衝具

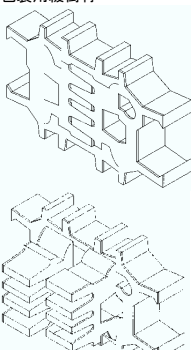
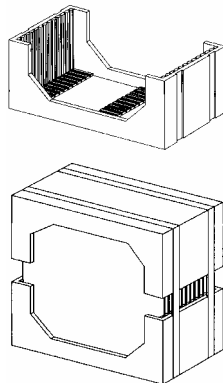
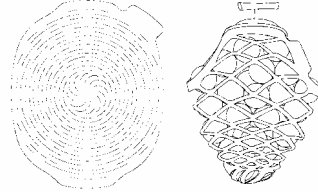
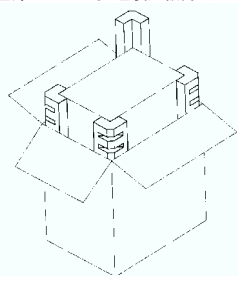

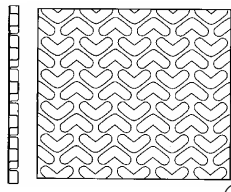
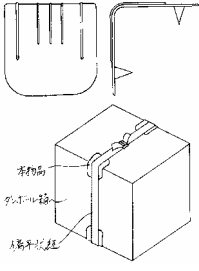
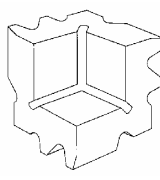
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F4-7141	包装用容器(トレイ型・内部仕切り有り)
G1-500	運搬用容器
G1-59	運搬用容器等部品及び付属品
F4-91100	包装用枠

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
包装用緩衝具	

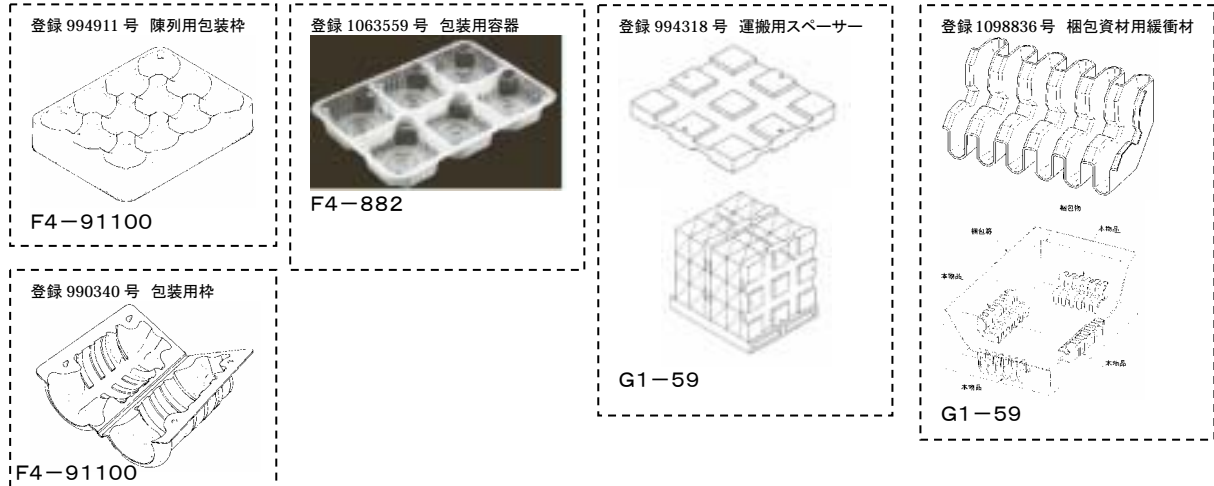
定義

商品の包装にあたって、商品と容器等との間の衝撃を、吸収、緩和する目的で使用されるもの。

<p>登録 1167870 号 包装用緩衝材</p> 	<p>登録 1140731 号 包装用緩衝具</p> 	<p>登録 938779-001 号 包装用緩衝具 ②</p> 	<p>登録 761809 号 包装用緩衝パッド</p> 
<p>登録 1122178 号 包装用緩衝具材 ③</p> 	<p>登録 1128995 号 包装用緩衝材 ①</p> 	<p>登録 763106 号 梱包用角当て具</p> 	<p>登録 772490 号 包装用角当て具</p> 

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

・包装用緩衝具は支持するものの形状を問わずに使用できるもののみ限定し、支持する物の形状に合わせて成形された物は枠に分類する。



- ・運搬用容器及び包装用容器の緩衝材については、「繰り返し利用される(運搬用容器の主目的)」緩衝材であるか、「繰り返しの利用ではなく、一回限りで売り切られる(包装用容器の主目的)」緩衝材であるかで、分類を決めていたが、願書及び添付図面からでは、どちらの主目的に沿うものか判断することは困難であった。
- ・容器における緩衝材は、昭和59年出願まで包装用容器の付属品として扱われており、運搬用容器の緩衝材はその年代以降数件あるものの、出願数は少ない。また、用途が似通っているため、分類における主目的の判断は困難であり、審査効率等の観点からも、一つの分類にまとめておくことが必要である。よって、運搬用容器及び包装用容器の緩衝材はどちらも包装用容器の緩衝材(F4-921)として扱う。

代表的なもの

① 緩衝用シート材

- ・平面的なもので、支持するものの形状を特定しないもの
- ・主として発泡樹脂や合成樹脂地、紙で成形されており、緩衝効果のあるもの
- ・平面形状で、緩衝効果の小さいものはF4-100、101(包装紙)に分類する

② 果実・びん等の緩衝具

- ・支持するものの形状に合わせて、ある程度の変形が可能なもの
- ・支持するものの形状にあわせて成形されたものは、F4-91100(包装用枠)に分類する
- ・発泡樹脂製で変形可能なものはF4-921

③ 緩衝材

- ・包装用容器と収納する物品との隙間に充填される緩衝材

④

⑤ コーナーパッド

- ・商品又は商品を収納した包装用箱のコーナーの破損を防ぐために使用する
- ・ものを支持する部分の形状が直方体のコーナーの形状あるいはL字状をしているもの
- ・商品又は包装用容器の形状にあわせて成形されたものはF4-91100(包装用枠)に分類する

⑥ 梱包用角当具

- ・梱包の際、荷紐による破損を防止したり、補強するために使用する角当具
- ・運搬時、荷台に積み荷を固定する際に用いられる角当て具はG1-000

過去に分類した物品の名称

包装用コーナーパッド	運搬用コーナー保護具	運搬用保護具
果実保護体	梱包用角あて具	包装用箱の底敷マット
包装用緩衝板	包装用箱の角当具	梱包用コーナー緩衝材
コーナー装着用緩衝材	輸送用建具ストッパー	コンクリート製品梱包用スペーサ

梱包用箱用スペーサ	建築用板材の縁用梱包具	包装用緩衝具付きシート
包装用箱のコーナー緩衝具	平板材のコーナー保護具	梱包用緩衝材
緩衝具	製品梱包用緩衝体	包装用緩衝具材
収納物保持枠体	ビンの底部を支承する衝撃緩衝具	包装用緩衝箱
電子部品の收容容器	ドア養生カバー	包装用緩衝材
包装用緩衝具		